

●新型コロナウイルス感染症予防対策について

佐世保市公共交通感染拡大防止対策支援給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請の最中であっても、市民の移動手段を最低限確保する必要があることから、交通事業者が実施する感染症の拡大防止対策の徹底を図るために必要となる消毒薬や使い捨て手袋、マスク等の購入に対する支援を行うもの。

2 対象事業者

佐世保市内に本社を置く民間の公共交通事業者のうち、定期路線バス事業者、タクシー事業者（個人タクシー含む）、旅客鉄道事業者、定期旅客航路事業者

ただし、佐世保市の離島と佐世保市本土間の定期旅客航路を運航する事業者及び本市予約制乗合タクシーを運行または市内に営業所を置くタクシー事業者については、佐世保市に本社を置かない事業者も対象とする。

3 給付額

給付額については次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 定期路線バス | 1万円×保有台数 |
| (2) タクシー | 1万円×保有台数（営業区域を佐世保市とする車両） |
| (3) 旅客鉄道 | 2万円×保有車両数 |
| (4) 定期旅客航路 | 4万円×保有隻数（佐世保市内で乗降する船舶） |

●給付実績・・・10,300千円

- ・バス事業者 320台
- ・タクシー事業者 628台
- ・鉄道関係 23両
- ・船舶関係 9隻

交通事業者の取組

(1) バス事業者（西肥自動車・させぼバス）

- ①車内の換気
バスの運転中は車内換気のため、換気扇の使用や一部窓を開けて運行し、運行の合間等においては換気を実施。
- ②マスクの着用
乗務員、窓口係員のマスク着用。
- ③ 車内の清掃
通常の車内清掃に加え、次亜塩素酸水の車内噴霧による車内消毒の実施。
- ④乗務員の体調管理の徹底
乗務前の点呼において、乗務員の発熱の有無や健康状態を確認。
手洗い、うがい、次亜塩素酸水による消毒の徹底。
- ⑤運転士のウイルス感染予防対策

- 運転席横に飛沫感染防止シートを設置。



(2) タクシー事業者 ※おもな取り組み

- ①運行前の乗務員体調管理の徹底
佐世保市タクシー協会より、全事業者に「非接触体温計」を配布。
乗務前に検温検査を実施。
- ②車内の殺菌作業
乗務前及びお客様降車ごとに次亜塩素酸水を用いて、車内の隅々まで殺菌するため拭き上げを徹底。

③マスクの着用

乗務員・従業員のマスク着用。

④車内の換気

お客様降車毎に車内の換気を実施。

車両に除菌装置の設置を行う事業者あり。

⑤飛沫感染防止シートを設置

運転席の後部に飛沫感染防止シートを備え付けている事業者あり。

●車両消毒実施風景。



(3) 航路事業者

本市離島部は、感染症の治療に対応可能な医療機関がないことに加え、島民の半数以上が高齢者である状況にあり、万が一、島内で感染者が発生した場合、島民の生命に大きな危険を及ぼす恐れがあることから、以下の取組を実施。

①乗客の乗船時の検温検査（非接触体温計）

長崎県による検温検査機器貸与制度を活用し、市と航路事業者の協議のもと検温マニュアルを策定のうえ、非接触型体温計やサーモグラフィー等を活用し、検温検査を実施。

②離島への旅行自粛

全国規模での感染拡大を受け、感染症の島内への流入防止やリスク軽減のため、島外からの旅行自粛のお願いが出されている。

8月1日現在の旅行自粛をお願いする地域は次のとおり。

【島への旅行自粛をお願いする地域】

○宇久島………新たな感染者が確認されている地域

○黒島、高島…発熱や風邪の症状がある方

※島への渡航に際しましては「新しい生活様式（マスク着用、手洗い、人との間隔を十分に確保する）」を遵守していただきますようお願いいたします。

● 検温実施風景。



(4) 鉄道関係 ※おもな取り組み

①車内の換気

列車の運行中は換気扇を稼働。または窓を一部開けて走行。駅停車時にはドアの解放により換気を実施。

②マスク着用

お客様と接する乗務員、窓口係員にマスク着用の促進。

③車内の清掃

列車内の清掃においては通常の清掃と除菌剤による車内消毒を実施。

④乗務員の健康管理の徹底

乗務員には、列車乗務前に発熱の有無、健康状態の確認。また、手洗い・うがい・除菌剤による消毒を徹底。